

平成26年 6月27日

株 主 各 位

北九州市門司区港町6番7号
本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

山九株式会社

代表取締役
社 長 中 村 公 一

第105回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第105回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

報 告 事 項

- (1) 第105期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第105期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

本件は、上記内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。この結果、第105期の期末配当金は、1株につき金9円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容は、後記のとおりです。

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、取締役に藤田 泰、中里康男、細井研二の3氏が再選され重任、新たに小川 隆、岡橋輝和の両氏が選任され就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、監査役の員数が欠けた場合における社外監査役の補欠として、峰 隆男氏が再選されました。

以 上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 第20条～第28条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 第20条～第28条 (現行どおり) <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の</u> <u>規定により、社外取締役との間で会社</u> <u>法第423条第1項の賠償責任を限定す</u> <u>る契約を締結することができる。た</u> <u>だし、当該契約に基づく賠償責任の限度</u> <u>額は、法令が定める最低責任限度額と</u> <u>する。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第29条～第37条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第30条～第38条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の</u> <u>規定により、社外監査役との間で会社</u> <u>法第423条第1項の賠償責任を限定す</u> <u>る契約を締結することができる。た</u> <u>だし、当該契約に基づく賠償責任の限度</u> <u>額は、法令が定める最低責任限度額と</u> <u>する。</u></p>
<p>第38条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第46条 (現行どおり)</p>

以 上